

# 主任介護支援専門員研修Q&A [令和7年4月現在]

該当要件	Q・A	内 容
対象者に関する質問	Q1	現在、主任介護支援専門員ですが主任介護支援専門員更新研修の要件に当てはまらなかったため、主任介護支援専門員研修を受講してもよいでしょうか
	A	主任介護支援専門員に初めてなる方(または主任資格を失効した方)向けの研修ですので、受講できません。
【要件2】に関する質問	Q1	事業所にケアマネが自分1名のため、他の介護支援専門員へのケアマネジメント実践における指導・支援の実践事例がありません。どうしたらよいでしょうか
	A	事業所のみならず、地域において活動の機会を得ていただく等、様々な機会に指導の場を見つけてください。 地域包括支援センターにも相談されることもお勧めします。
【要件4】に関する質問	Q1	専任（常勤専従）とは具体的にどのようなことでしょうか
	A	「常勤」とは、介護支援専門員としての勤務時間が該当事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（=週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることを言い、雇用形態(正社員・パートなど)は関係ありません。 「専従」とは、該当事業所の勤務時間を通じて、介護支援専門員以外の職務に従事しないことをいいます。 なお、居宅介護支援事業所の管理者でケアプランも作成していた期間は「専従」に含まれます。ただし、居宅介護支援事業所の管理者以外の職種を兼務した期間は専任従事期間に含めることはできません。（併設事業所の業務を兼務した期間は含めることができません。）
	Q2	施設ケアマネジャーとしての実務経験は従事期間に含まれますか
	A	施設・居宅に関わらず、介護支援専門員としてケアプランを作成した期間は含まれます。
	Q3	病気休暇・産前産後休暇・育児休暇は従事期間に含まれますか
	A	含みません。
従事証明書に関する質問	Q1	勤めていた事業所が廃止されてしまい従事証明書を発行してもらうことができません。どうしたらよいでしょうか
	A	事業所が廃止された場合は、下記1及び2の書類をご準備いただき、申込時に添付してください。 【提出いただく書類】 1. 自己申告書 従事証明書に記載のある内容（事業所名、従事期間）を、ご本人が申告したもの *指定の様式はありません。「介護支援専門員従事期間について（自己申告）」等としていただき、自己申告の理由、本人のご署名・ご捺印、その他従事証明書に記載のある内容をご記入いただいたものになります。 2. 自己申告内容を確認できる資料 雇用契約書、給与明細書、辞令、勤務表、給与明細、ねんきん定期便などの勤務実態の分かる書類
	Q2	従事証明の苗字が旧姓になっていますがどうしたらよいでしょうか
A	苗字が変わっていても介護支援専門員証の番号に変更はないため、問題ございません。	
その他	Q1	主任介護支援専門員資格の有効期間は？
	A	主任介護支援専門員の有効期間満了日は主任介護支援専門員研修の修了日から原則5年間となります。修了書に有効期限が記載されますのでご確認ください。
	Q2	主任介護支援専門員研修を受講すれば、介護支援専門員証も更新できますか
	A	主任介護支援専門員研修を受講だけでは介護支援専門員資格の更新はできません。 主任介護支援専門員研修とは別に、介護支援専門員証の有効期間内に更新研修(専門研修II)の受講修了と更新の手続きが必要です。
Q4	主任介護支援専門員研修を受講した後は、主任介護支援専門員更新研修を受講することで主任資格も介護支援専門員証も両方更新されるでしょうか。	
A	主任介護支援専門員更新研修を受講した場合は、介護支援専門員更新研修の受講は免除されます。 ただし、主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは介護支援専門員証は更新されませんので、更新の手続きを行う必要があります。 なお、介護支援専門員証の有効期間までに主任更新研修を受講・修了し更新手続きをしない場合は、先に更新研修又は専門研修を受講する必要があります。その場合は、その後主任介護支援専門員の有効期間までに主任更新研修を受講する必要があります。	